

一般競争（指名競争）契約参加者の資格基準

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程第4条第1項に規定する審査及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構における審査支払会計規程実施細則第41条等に規定する一般競争及び指名競争（以下「一般競争等」という。）に参加することができる者の資格を、次のとおり定めることとする。

第1章 建設工事

（一般競争等参加者の資格）

第1条 建設工事の一般競争等に参加することができる者は、厚生労働省が定める建設工事の競争参加資格を得た者であって、別表による土木工事業又は建築工事業（以下「総合工事業者」という。）及び同表の土木工事業又は建築工事業以外の工事（以下「専門工事業者」という。）の区分に従い、次の表の建設工事の予定価格に応じて、それぞれ同表の等級に格付けされる資格を有するものとする。

区分	建設工事の予定価格	等級
総合工事業者	3億円以上	A
	6,000万円以上 3億円未満	B
	2,000万円以上 6,000万円未満	C
	2,000万円未満	D
専門工事業者	5,000万円以上	A
	1,300万円以上 5,000万円未満	B
	400万円以上 1,300万円未満	C
	400万円未満	D

（一般競争等に参加することができない者）

第2条 建設工事の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法第3条に基づく都道府県知事の許可を受けていない者

(一般競争等に参加させないことができる者)

第3条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、建設工事の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 厚生労働省の競争参加資格にかかる申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

第4条 削除

(一般競争等参加資格審査申請書等の受付)

第5条 厚生労働省の定めるところによる。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(資格の等級の決定)

第10条 厚生労働省の定めるところによる。

第11条 削除

(資格の有効期間)

第 12 条 厚生労働省の定めるところによる。

第 13 条 削除

(入札参加資格の指定)

第 14 条 契約事務取扱責任者は、建設工事の一般競争等の入札を行うときは、第 1 条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定するものとする。ただし、必要がある場合において当該等級に加え、上位及び下位の等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

第 2 章 測量・建設コンサルタント等

(一般競争等参加者の資格)

第 15 条 測量・建設工事コンサルタント等（以下「測量等」という。）の一般競争等に参加することができる者は、厚生労働省が定める測量等業務の競争契約の参加資格を得た者であって、次の表の予定価格に応じて、それぞれ同表の等級に格付けされる資格を有するものとする。

業 種 区 分	予 定 価 格	等 級
測 量 建築コンサルタント等	1,000万円以上	A
	300万円以上 1,000万円未満	B
	300万円未満	C

(一般競争等に参加することができない者)

第 16 条 測量等の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 営業に関し法律上資格を必要とするものについては、当該資格を有しない者

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 17 条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間、測量等の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に測量等を粗雑にした者

- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 厚生労働省の競争参加資格にかかる申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

第 18 条 削除

(一般競争等参加資格審査申請書等の受付)

第 19 条 厚生労働省の定めるところによる。

第 20 条 削除

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 23 条 削除

(資格の等級の決定)

第 24 条 厚生労働省の定めるところによる。

第 25 条 削除

(資格の有効期間)

第 26 条 厚生労働省の定めるところによる。

第 27 条 削除

(入札参加資格の指定)

第 28 条 契約事務取扱責任者は、測量等の一般競争等の入札を行うときは、第 15 条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定するものとする。ただし、必要がある場合において当該等級に加え、上位及び下位の

等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

第3章 物品の製造等

（一般競争等参加者の資格）

第29条 物品の製造等の一般競争等に参加することができる者は、全省庁統一資格の定めによる物品の製造・販売等、役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品製造等」という。）の競争参加資格を得た者であって、次の表の物品の製造等の種類に従い、それぞれの予定価格の範囲に応じた等級に格付けされる資格を有するものとする。

資格の種類	予 定 価 格 の 範 囲	等 級
物 品 の 製 造	3,000万円以上	A
	2,000万円以上 3,000万円未満	B
	400万円以上 2,000万円未満	C
	400万円未満	D
物 品 の 販 売	3,000万円以上	A
	1,500万円以上 3,000万円未満	B
	300万円以上 1,500万円未満	C
	300万円未満	D
役務の提供等	3,000万円以上	A
	1,500万円以上 3,000万円未満	B
	300万円以上 1,500万円未満	C
	300万円未満	D
物品の買受け	1,000万円以上	A
	200万円以上 1,000万円未満	B
	200万円未満	C

（調達する物品等の種類）

第30条 全省庁統一資格の定めるところによる。

（一般競争等に参加することができない者）

第31条 物品製造等の一般競争等には、次の各号の一に該当する者は参加することができないものとする。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者

（一般競争等に参加させないことができる者）

第32条 契約事務取扱責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、物品製造等の一般競争等に参加させないことができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とするものとする。

- 一 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 全省庁統一資格にかかる申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 八 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

第33条 削除

(一般競争等参加資格審査申請書の受付)

第34条 全省庁統一資格の定めるところによる。

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

(資格の等級の決定)

第39条 全省庁統一資格の定めるところによる。

第40条 削除

(資格の有効期間)

第41条 全省庁統一資格の定めるところによる。

第42条 削除

(入札参加資格の指定)

第43条 契約事務取扱責任者は、物品製造等の一般競争等の入札を行うときは、第29条による予定価格に対応する等級を入札参加者の資格として指定する

ものとする。ただし、必要がある場合においては、当該等級に加え、物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」を、B等級の場合は上位及び下位の「A、C」を、C等級の場合は上位及び下位の「B、D」を、D等級の場合は二級上位の「B、C」を、物品の買受けにあつては、上位又は下位のいずれか一方の等級を入札参加者の資格として指定することができるものとする。

別表

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項の別表による

工 事	工 事 業
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業